

# 鉄鋼カーボンニュートラル研究助成規程

## (目的)

第1条 本規程は、日本鉄鋼協会（以下「**本会**」）が行う鉄鋼カーボンニュートラル研究助成制度（以下「**CN助成**」）がその趣旨の達成のために必要な制度運営について定める。

## (制度趣旨)

第2条 鉄鋼業におけるカーボンニュートラルに資する基礎研究の推進及び萌芽的、先端的シーズ技術の発掘を旨とする。

## (助成対象者)

第3条 日本の国公立大学、工業高等専門学校、国公立研究機関に勤務（常勤）し、日本国内で研究に従事する本会正会員で、国籍は問わないものとする。

2. 本会正会員以外の者も応募できるが、採択された場合には本会に正会員として入会することを条件とする。

## (募集)

第4条 個人若しくはグループを対象とする。

2. 公募若しくは委託を原則とする。
3. 過去の不採択テーマの再応募も認める。
4. 過去に受給したものと同一のテーマでの応募も認める。但し、研究期間中の再応募は不可とする。

## (選考)

第5条 鉄鋼カーボンニュートラル検討会議（以下「**検討会議**」）のもとに審査WG（以下「**WG**」）を設置し、1次選考を行った上、検討会議の承認を経て理事会にて最終議決とする。

2. 採択数及び支給額は、応募件数、テーマの内容及び予算総額等を考慮して、検討会議にて決定できるものとする。
3. WGリーダーは、検討会議の委員長および副委員長より選出する。
4. WG委員はWGリーダーが指名した者とし、検討会議委員であることおよび本会会員であることを問わない。

## (研究期間)

第6条 研究期間は、以下の2種類とする。

- 一 原則1年又は2年程度（個人を対象）
- 二 原則3年程度（個人又はグループを対象）

(支給)

第7条 助成額は、前条の研究期間に照らして以下の通りとする。

前条一号の場合 100万円～300万円 (定額)

前条二号の場合 300万円～1千万円 (案件別査定)

2. 支給の形態は奨学寄附金とし、初年度に一括支給する。
3. 第1項の支給額は、WGの判断により増減できるものとする。

(報告)

第8条 検討会議およびWGは、受給者に対して研究期間終了後報告を求めることができる。

(その他)

第9条 本規程の施行及び本助成の実施に際し必要とされる詳細事項は別に定める。

第10条 本規程の制定・改廃は理事会の議決による。

附則

本規程は、2022年4月8日理事会議定、即日施行